

季刊

労働おきなわ

2022 Summer

No.158



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル



0120-610-223

目次

◆ RELAY ESSAY

職業能力開発とキャリア形成支援

沖縄県商工労働部長 松 永 享…………… 1

◆ INFORMATION

・ 沖縄県委託事業 働く女性応援事業

専門家があなたの職場にあわせてオーダーメイド型支援を実施します… 2

・ 沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業…………… 4

・ 6月は「外国人労働者問題啓発月間」…………… 5

・ 令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内…………… 6

・ 「業務改善助成金特例コース」のご案内

～令和4年度も引き続き特例コースを実施します～…………… 8

・ 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります… 10

・ 小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容…………… 11

・ 厚生労働省委託事業 電子申請未利用事業場アドバイザー事業

～労働保険の電子申請～…………… 12

・ 令和4年4月1日から

女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が
101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます…………… 14

・ 令和4年4月1日より労働施策総合推進法に基づく

「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！… 16

・ 中小企業事業主の皆さまへ

改正育児・介護休業法対応はお済みですか？…………… 18

・ 建築現場で石綿にばく露し、石綿関連の疾病を発症された労働者、

一人親方やそのご遺族の皆様へ…………… 20

・ 建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！… 22

・ 令和4年度雇用保険料率のご案内…………… 23

・ 沖縄働き方改革推進支援センターが、

事業主の皆様を無料で支援します！…………… 24

◆ 労働委員会だより…………… 26

◆ 労働相談…………… 27

◆ 沖縄県労働経済指標…………… 28



◀表紙の写真

サガリバナ

奄美以南の熱帯アジアや太平洋諸島に分布する、サガリバナ科の常緑高木。沖縄では6月下旬から7月中旬に見ごろをむかえます。花は夜に咲き始め、朝には散ってしまうため、「幻の花」とも呼ばれます。



職業能力開発とキャリア形成支援

沖縄県商工労働部長 松 永 享

はいさい くすーよー ちゅーうがなびら

新型コロナウイルス感染症の長期化の影響は、令和元年まで好調に推移していた本県の経済を一変させ、これまで数次にわたる感染拡大の波を経て、現在も未だ収束の兆しが見えず、沖縄県の雇用情勢も厳しい状況が続いております。

このような中、県では、産業・雇用・経済を持続的に発展させるため、全ての世代の多様な人材がそれぞれの特性に応じた分野で活躍できる環境整備を促進し、労働環境の変化に応じた労働者個人の能力開発や企業による人材育成の支援など、本県の職業能力開発施策の基本的方向を示す「第11次 沖縄県職業能力開発計画」を定めたところです。

同計画の中で掲げる5つの実施目標の一つに「労働者の自律的・主体的なキャリア形成支援」があります。少子高齢化の進展による労働力不足が予想される中、将来を見据え、職務経験や教育訓練の受講等を積み重ねることにより能力・資格を蓄積するキャリア形成の重要性が増しております。

今回は、このキャリア形成に関連して、県内における在職者向けの職業能力開発に関する情報をお届けしたいと思います。

1つ目は、県内の公共職業訓練施設で行われている「在職者訓練」です。

これは、在職者の方がスキルアップのために受講する職業訓練です。県内には2校の県立職業能力開発校と、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が管轄する2校の公共職業訓練施設があります。浦添及び具志川職業能力開発校では、在職者が受講しやすい夜間の時間帯に「建設機械運転科」「建築配管技能士学科対策講座」及び「建築CAD講座」を実施しています。沖縄職業能力開発大学校・ポリテクセンター沖縄では、中小企業等で働く方々を対象とした短

期間の訓練「TIG溶接技能クリニック」「実践建築設計2次元CAD」等を実施しています。

2つ目は、「教育訓練給付」です。

これは、厚生労働大臣が指定する教育訓練を終了した場合に、その費用の一部を「教育訓練給付」として雇用保険より支給する制度です。2021年10月現在、主に在職者を対象とする「専門実践教育訓練給付」では2,584講座が指定されており、受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給され、訓練終了後1年以内に資格取得等し、就職等した場合には受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給する制度になっています。「専門実践教育訓練給付」以外に「特定一般教育訓練給付」、「一般教育訓練給付」があり、令和2年度には県内で、合計594人の方が給付を受けていますが、もっと多くの方に利用していただきたい制度です。

3つ目は、「認定職業訓練」です。

これは、認定職業訓練実施団体が実施する従業員等に対する職業訓練に対し県が助成するもので、間接的ではありますが、在職者の方々の職業能力の向上のための訓練の機会を増やす取り組みとなっております。令和4年度現在、県内の13団体が実施団体として認定を受けており、県としては今後認定団体を増やし、より多くの在職者の方の職業能力向上につなげていきたいと考えております。

以上、県内における在職者向けの職業能力開発の主な取り組みを紹介しました。デジタル技術の進展や職業人生の長期化など、職業能力開発を取り巻く情勢も大きく変化している中、キャリア形成の実現には、労働者の皆様の意識の向上と使用者の皆様のご協力、ご支援が非常に重要であると考えております。

労働者の皆様、県内で活用できる職業能力開発の制度について、是非積極的にご活用ください。



沖縄県商工労働部 労働政策課委託業務 令和4年度 働く女性応援事業
女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム 専門家派遣

参加企業
募集中
無料

専門家があなたの職場にあわせて

オーダーメイド型

支援を実施します

男女ともに働き続けられる職場づくりに

取り組むことで生産性が

向上します

Check list

1つでも当てはまれば
ぜひ、ご相談ください。

- ☒ 妊娠から復職までの職場環境が整っていない
- ☒ 職場内のコミュニケーションが上手くいかない
- ☒ どのようなことがハラスメントになるか解らない
- ☒ 離職を防止したい
- ☒ 女性職員が管理職になりたがらない

沖縄県女性就業・労働相談センター

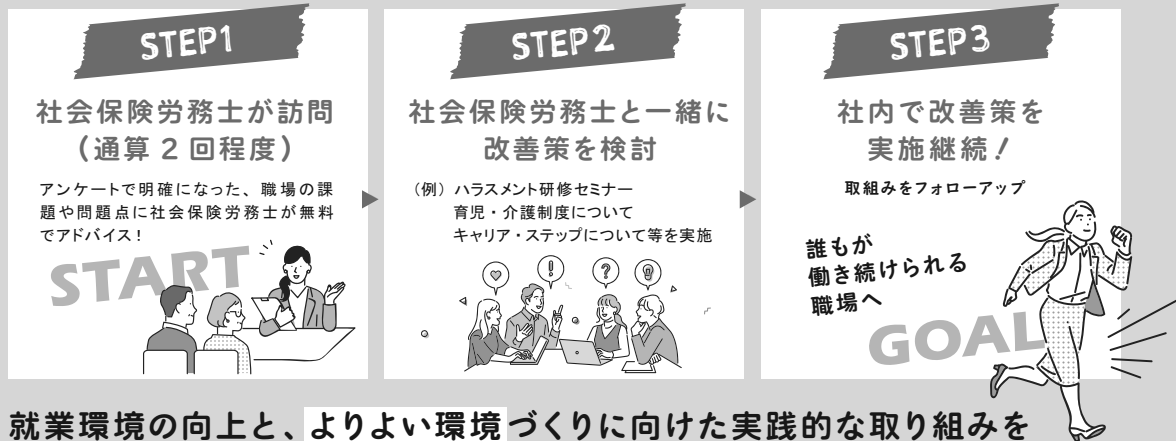
過去実施企業・事業所一覧（平成29～令和3年度）

平成29年度 有限会社アンカー商事 / 有限会社うえざと木工 / 沖縄子育て良品株式会社
冒険王株式会社 / 社会医療法人かりゆし会 / 社会福祉法人さくら会 さくら保育園 / 医療法人下
地診療所 / 株式会社前田産業 / レキオソフト株式会社 平成30年度 株式会社 IMI
CORPORATION / 株式会社アドスタッフ博報堂 / アンリッシュ食品工業株式会社 / 有限会社アンテナ
イオン琉球株式会社 / ANA 沖縄空港株式会社 / 株式会社国際旅行社 / 社会福祉法人育成福祉会
沖縄中央育成生活支援センター / 株式会社オプト 沖縄コーラルオフィス / 株式会社 KPG HOTEL &
RESORT / ザ・テラスホテルズ株式会社 コクワ流通サービスカンパニー / 一般社団法人ジョブリッジ研究所
新光産業株式会社 / 有限会社スタプランニング / NO MARK Inc. / ソニービジネスオペレーションズ株式会社
タマキハウジング株式会社 / トランスコスモス株式会社 / 社会医療法人敬愛会 中頭病院 / 株式会社ビジネススタッフ
株式会社プロトソリューション / 株式会社琉球補聴器 / 株式会社沖縄富士通システムエンジニアリング 平成31年度 アディッシュプラス株式会社 / 株式会社アムニティ
有限会社大宮工機 / 生活協同組合コープおきなわ / 株式会社カリタス / 株式会社近代美術 / 医療法人幸輪会サザン歯科まえた / 株式会社エマオ / いらはクリニック
株式会社大輝 / 大晋建設株式会社 / 社会福祉法人玉重福祉会 第2 愛心保育園 / 中部ガス事業株式会社 / 株式会社仲本工業 / 株式会社ふれあい介護センター
株式会社丸大 / 株式会社丸忠 / 株式会社もりお玩具 / 特定非営利活動法人ライフサポートでこ 令和3年度 沖縄ツーリスト株式会社 / 株式会社えがおの花
沖縄タイムス社 / パティスリーアカヒロ / 沖縄製粉株式会社 / おきなわサービサー（株）沖縄債権回収サービス / 浦添市でこホール指定管理共同企業体ティダ・コミュ
ニケーションズ&リレーションズ / 沖縄ハーバービューホテル / 株式会社沖縄健康企画（全61社）

お申し込みは裏面で ▶▶▶

女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム専門家派遣 「オーダーメイド型支援」の流れ

職場の課題や環境改善に取り組んだ企業の事例や改善策を実施するためのテキストを活用し、社会保険労務士のアドバイスを受けながら効果的な改善策の提案をし、職場環境改善を目指します。具体策としてのセミナー等をご要望に応じて、管理職向け、従業員向け、女性社員、若手社員向けなどの対象者別に実施可能です。



就業環境の向上と、よりよい環境づくりに向けた実践的な取り組みを主体的に推進でき、働き続けられる職場づくりにつながります。

参加者の声

参加された皆さんから
沢山の感想が
寄せられました!

職場づくりをしていく為にこういう方法があるんだと知り、画期的だと思いました。

今後、何をすべきか、何のために実行するのかを考える機会になりました。

他社の取り組み、プランから何をやらなければいけないか、ヒントと方向がつかめ参考になりました。

社労士の先生の話の伺って、何を重点的に対応すべきかが解りました。

会社の為に経営者として、働き方の改革・考え方が必要と感じました。

参加申込書

下記ご記入の上、**FAX** でお申込み下さい。(過去の実施企業や事例集は WEB でご覧頂けます)

企 業 所 名		業 種		従 業 員 数		名
所 在 地	〒 -	連 絡 先				
		M a i l				
担 当 者 名		所 属		役 職		

沖縄県女性就業・労働相談センター

申込書
送付先 FAX

098-863-1787

TEL.098-863-1788 月～金 9:00-17:00(土日祝はお休み)

〒900-0021
那覇市泉崎 1-20-1
カフーナ旭橋 A 街区 6F
(グッジョブセンターおきなわ内)
<http://owlcc.okinawa>



WEB サイトはこちら

沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事業



訓練生募集中

就活プログラム。

18日間
研修前 + 3ヵ月
職場訓練

何がしたいか
何が向いているのか
わからないキミのための

就活。ひとりじゃない。

説明会開催中



098-866-3611
登録企業同時募集

対象：沖縄県在住の40歳未満の求職者
募集期間：2022年5月～9月まで

失業給付受給中も受講可能

お申込み
お問合せ



沖縄県委託事業 若年者ジョブトレーニング事務局
【研修会場】那覇市船場2-21-13 ひそくビルディング11F

☎098-866-3611

受付/月～金 9:30～17:00
FAX 098-808-3812
URL <https://www.jobstore.jp>
E-mail cubo@jobstore.jp



沖縄 ジョブトレ

検索

ジョブトレ
LINE
公式アカウント



6月は「外国人労働者問題啓発月間」

共生社会は魅力ある職場環境から 外国人雇用はルールを守って適正に



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- ✓ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ✓ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ✓ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ✓ 安易な解雇はしていませんか？
- ✓ 外国人の雇い入れ・離職時に、ハローワークへ雇用状況の届け出を出していますか？

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

審査

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日8:30～17:15）

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

<導入前> **<導入後>** **さらなる工夫**

従業員が制作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に合った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

<導入前> **<導入後>** **さらなる工夫**

売上データや来店予約情報を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
業務システムの導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

◆ 令和4年度も引き続き特例コースを実施します。

(申請期限: 令和4年7月29日(金)まで)

「業務改善助成金特例コース」のご案内

「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ※、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

※ 賃金引き上げ額が30円に満たない場合でも、申請時までには遡って追加の引き上げを行い、当該差額が支払われた場合は、当該要件に該当するものと取り扱われます。

ここがポイント

業務改善計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上等に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画において計上された経費（＝関連する経費）についても助成対象として拡充されます。

対象となる事業者（事業場）

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、「売上高または生産量等を示す指標の令和3年4月から同年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値」が、前年または前々年同期に比べ、30%以上減少している事業者
- 令和3年7月16日から同年12月末までの間に事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること（引き上げ前の事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場に限りま。）

支給要件

以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- 就業規則等により※、引き上げ後の賃金額を事業場の労働者の下限の賃金額とすることを定め、引き上げ後の賃金額を支払っていること
※就業規則等がない場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」の提出でも認められます。
- 生産性向上等に役立つ設備投資等を行い、その費用を支払うこと
※生産性向上に役立つ設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画に計上された経費（関連する経費）がある場合は、その費用も支払うことが必要です。

助成額・助成率

助成額

最大100万円

助成率

3/4

※対象経費の合計額×補助率3/4

助成対象

以下Aのほか、業務改善計画に計上されたBも助成の対象となります。

A 生産向上等に資する設備投資等	機械設備※、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など ※PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども対象
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます

特例コースの活用

ご利用の流れ

「交付申請書・事業実施計画など」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出
（締切は令和4年7月29日（金））※1

審査

交付決定後、提出した計画に沿って取り組みを実施※2

労働局に事業実施結果を報告

審査

交付額確定後、労働局に支払請求を提出

支給

※1 申請期限を延長する場合は、別途お知らせします。
また、予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

※2 交付決定前に行った設備投資等は助成対象となりません。

助成額の上限

上限額	引き上げ労働者数	1人	30万円
		2人～3人	50万円
		4人～6人	70万円
		7人以上	100万円

■ 助成金の要綱・要領や、申請書の記載例を掲載している「申請様式」等は、こちらからダウンロードできます。



【参考】

◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

特例コースの活用例（「関連する経費」の助成対象の拡充）

生産性や労働能率の向上を図るための特例コースの活用例を紹介します。

	デリバリーサービスを拡大	サテライトオフィスを設置
A 生産性向上等に役立つ設備投資等	飲食店でデリバリーサービスを拡大するに当たり、機動的に配送できるデリバリー用3輪バイクを導入	サテライトオフィスを設置し、リモートワークの環境を整備するため、テレワーク関連機器を新たに導入
+		
B 関連する経費	これまでの店舗内飲食だけでなく、さらにデリバリー・サービスを拡大したことを幅広く周知するために、広告宣伝（広告宣伝費）を実施	テレワーク関連機器の導入に合わせて、コピー機、プリンター、事務机・椅子等も導入し、サテライトオフィスの業務環境を整備
成果	配達の効率化とサービス内容の幅広い周知により、多くの顧客を獲得し、生産性が向上	オフィス内の業務環境全体を整備することにより、テレワークの機能性アップや業務効率化が図られ、生産性が向上

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）

ご不明な点やご質問等について、お気軽にお問い合わせください。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です。

職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、 労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

※（例１）複数の感染者が確認された労働環境下での業務

※（例２）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

詳しくは厚生労働省ＨＰのＱ＆Ａ
（項目「５ 労災補償」）をご覧ください▶



労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度治療費を負担してもらい後で労災請求をすることで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、給付を受けることができます。

■ 給付日：休業４日目から

■ 給付額：休業１日あたり給付基礎日額の８割（特別支給金２割含む）

* 原則として「給付基礎日額」は発症日直前３か月分の賃金を暦日数で割ったものです

遺族補償給付

業務に起因して感染したため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金などを受け取ることができます。

- お問い合わせは、お近くの労働局・労働基準監督署へ ▶



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.11)

小学校休業等対応助成金・支援金の改正内容

別紙

【現行の制度概要】

新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者を支援するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業に対して助成金を支給するもの（小学校休業等対応助成金）。また、委託を受けて個人で仕事をする方が、契約した仕事ができなくなった場合にも支援をするもの（小学校休業等対応支援金）。

●支給対象者

- ・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主（小学校休業等対応助成金）
- ・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者（小学校休業等対応支援金）

●対象となる子ども（共通）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等[※]に通う子ども
 - ※ 小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ② 小学校等を休むことが必要な子ども
 - i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
 - ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
 - iii) 医療的ケアが日常的に必要な子ども又は新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

●支給額

- ・労働者を雇用する事業主の方：休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10（日額上限あり、下記参照）（小学校休業等対応助成金）
- ・委託を受けて個人で仕事をする方：就業できなかった日について、定額を支給（下記参照）（小学校休業等対応支援金）

※個人申請：事業主が小学校休業等対応助成金を活用しない場合は、休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請が可能。

○改正内容

令和4年7月～9月の小学校休業等対応助成金の日額上限額、小学校休業等対応支援金の支給額を、下表のとおりとする。

		令和4年3月	令和4年4～6月	令和4年7～9月
小学校休業等 対応助成金等 （日額上限）	原則的な措置	9,000円	→	9,000円
	特例（※）	15,000円	→	15,000円
小学校休業等 対応支援金等 （支給額）	原則的な措置	4,500円	→	4,500円
	特例（※）	7,500円	→	7,500円

（※）緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域に事業所のある事業主

厚生労働省 委託事業

電子申請未利用事業場

アドバイザー事業



初期設定の

不安点・不明点を

まるっとサポート。



無料

3つの方法でサポート。

電子申請はむずかしいと思いませんか？ 初期設定後もサポートいたします。



アドバイザー訪問の要請



オンラインセミナーへの参加



リアルタイム対応
(チャット・オンライン)



スマホでも！



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳細確認やお申込みはホームページから！
<https://denshi-shinsei.jp>

受託会社：株式会社アイヴィジット 事務局問い合わせ先：mail@denshi-shinsei.jp





電子申請未利用事業場アドバイザー事業からのお知らせ

労働保険関係手続は電子申請にしませんか？

これまでの書面手続に比べて、電子申請は簡単・便利!

自宅やオフィスから、インターネットを経由して、24時間いつでも申請や届出ができます。

電子申請
アドバイザーなら…

費用

無料

時間

**1時間
程度**

場所

**日本全国
どこでも**

お好みの方法が選べます。

アドバイザーを予約する (訪問とオンラインから選べます)

- ・初期設定や操作に不安がある
- ・調べる時間がないので教えて欲しい
- ・次の年度更新に向けて準備したい

準備可能か事前に確認が必要なもの

- ・パソコン・インターネット環境
- ・ICカードリーダーライター
(マイナンバーカード利用の場合)



オンラインセミナーに 参加する

- ・どんな内容なのか聞いてみたい
- ・自社でも導入可能なのか確認したい
- ・会社への上申用に勉強したい



リアルタイム対応(チャット・オンライン)

※9時～18時まで相談できます

- ・リアルタイムでやりとりしたい
- ・わからないことを聞きたい
- ※ホームページをご参照ください

自己紹介



名前
ペパレス執事

星座 アドバイ座 好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あための角でWi-Fiを受信していて通信環境良好!

アドバイザー・セミナー予約申込用紙(FAX用)

フリガナ			担当者名		
事業場名			メールアドレス (担当者)		
TEL					
労働者数					
フリガナ			予約希望	☐ アドバイザー ☐ セミナー	
住所	〒 ー				



- 必要事項をご記入ください
- 後日、担当者から電話又はメールにてご連絡いたします

上記の参加方法欄にてアドバイザーもしくはセミナーの必ずどちらか一つをお選び頂き、申請してください。

ご予約はホームページからも受け付けております。

<https://denshi-shinsei.jp>



FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6627-9989

令和4年4月1日から 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。

行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

基礎項目（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況



把握した状況から自社の課題を分析してください。

- ・自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用することが原因の分析を深めるために有効です。選択項目の詳細は、パンフレットをご覧ください。
- ・（区）の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。
- ・雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものです。
例：正社員、契約社員、パートタイム労働者／事務職、技術職、専門職、現業職など



ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間 (b)1つ以上の数値目標 (c)取組内容 (d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

届出の様式は、以下をご参照ください。

■一般事業主行動計画策定・変更届の届出参考様式

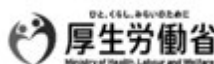
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>

■次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>

ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。



女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
- 採用した労働者に占める女性労働者の割合(区) - 男女別の採用における競争倍率(区) - 労働者に占める女性労働者の割合(区)(派) - 係長級にある者に占める女性労働者の割合 - 管理職に占める女性労働者の割合 - 役員に占める女性の割合 - 男女別の職種または雇用形態の転換実績(区)(派) - 男女別の再雇用または中途採用の実績	- 男女の平均継続勤務年数の差異 10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 - 男女別の育児休業取得率(区) - 労働者の一月当たりの平均残業時間 - 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派) - 有給休暇取得率 - 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行うことが必要です。

※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役務の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。

併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能です。

- 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要
- 労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

早めに行動計画を策定するとメリットがあります

101人以上300人以下の企業が行動計画を策定すると、以下の制度等を活用できます。(令和3年12月現在)

① 公共調達における加点評価(問い合わせ先: 内閣府男女共同参画局)

各府省等が実施する総合評価策札方式または企画競争による調達で有利になる場合があります。

https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/pdf/wlb_torikumi01.pdf

② 「働き方改革推進支援資金」特別利率による資金融資(問い合わせ先: 日本政策金融公庫)

働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金と運転資金に活用できます。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html

「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定

「えるぼし」 認定	一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
「プラチナえるぼし」 認定	えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

認定取得のメリット

- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」または「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。また、そのことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることが期待できます。
- 認定を受けた企業は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

女性活躍推進法に関する詳しい情報は、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ

① <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

● 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう(詳しいパンフレット)

② <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000614010.pdf>

● 中小企業のための女性活躍「行動計画」策定プログラム

③ <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149.xlsm>

一般事業主行動計画の策定等、表面のステップ1からステップ2(行動計画策定まで)を簡単に行うことができます。



(令和4年1月)